

## 設計変更会議実施要領

### 1 目的

建設工事の設計変更会議（以下「変更会議」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性、設計変更等に伴う工事中止等の判断の協議を行う場として開催する。

### 2 組織

変更会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1)発注者 所長、技術の副所長、総括監督員（担当課長）、主任監督員、一般監督員等
- (2)受注者 会社の責任者（会社役員又は土木部長）、主任（監理）技術者、現場代理人等

### 3 対象工事

変更会議の対象となる建設工事は、県土整備部、地域交流部及び農林水産部が発注する全ての工事とする。

### 4 開催等

#### (1)開催

- ・ 変更会議は、「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」（平成23年3月31日付け建設技第840号）及び「設計変更ガイドライン」（平成28年1月14日付け建設技第1498号）を参考に必要と判断される場合の外、担当者段階での設計変更の協議ではまとまらなかった場合などにおいて開催する。
- ・ 変更会議の開催期間は、発注者又は受注者いずれかから文書（任意様式）による要請を受けたときから、その案件についての協議が完了するまでとする。
- ・ 変更会議の開催に当たっては、発注者からは技術の副所長及び受注者からは会社の責任者の出席を必須とする。

#### (2)協議内容

- ・ 変更会議は、設計変更となるかどうか、及び設計変更手続きに伴う工事中止等となるかどうかの判断について協議を行う。
- ・ 変更会議は速やかに開催する必要があることから、協議資料は、原則既存資料とする。

(3)協議後の対応

監督員は、変更会議の協議結果を踏まえ、設計変更するしないにかかわらず、工事打合せ簿により指示・承認する。

5 特記仕様書への記載

建設工事の発注に当たっては、特記仕様書に変更会議の対象工事であることを明記する。なお、変更会議の対象工事である旨の記載をしていない工事であっても、発注者又は受注者の要請により変更会議の対象として扱うことができる。

附則（平成28.12.15建設技第1558号）

平成28年12月15日に制定。

附則（令和3.10.5建設技第2200号の1）

この要領は、令和3年10月30日以降に公告する工事から適用する。